

# 目 次

## 平成 2 1 年度事業計画 . . . . . 1 P ~ 7 P

. 基本方針	1 P ~ 2 P
. 重点課題	2 P ~ 4 P
( 1 ) 地域福祉活動の基盤強化	
( 2 ) 学区社協活動の振興援助	
( 3 ) ボランティア活動の発展	
( 4 ) 地域福祉ネットワークの強化	
( 5 ) 当事者の支援と組織化・育成援助	
( 6 ) 相談機能の強化	
( 7 ) 地域福祉権利擁護事業の推進強化	
. 事業の概要	4 P ~ 7 P

## 平成 2 1 年度収入支出予算 . . . . . 8 P ~ 2 6 P

. 収入支出予算総括表	8 P
. 資金収支予算書	
1 . 法人運営事業経理区分	9 P ~ 1 1 P
2 . 学区社協支援事業経理区分	1 2 P ~ 1 4 P
3 . 在宅福祉サービス事業経理区分	1 5 P ~ 1 7 P
4 . 区ボランティアセンター事業経理区分	1 8 P ~ 2 0 P
5 . 共同募金配分金事業経理区分	2 1 P ~ 2 3 P
6 . 福祉サービス利用援助事業経理区分	2 4 P ~ 2 6 P

# 平成 21 年度（2009 年度） 事業計画

## ．基本方針

### ．国の動向

昨年 9 月に起こった世界同時発生金融恐慌のあおりを受けて、経済の混乱が続いています。日本国内においても、自動車産業や家電製品の製造業等の派遣社員の解雇や雇用停止に伴う住む所の確保や当面の生活に必要な資金がない方が世代を問わず非常に多く生まれております。介護の現場においては、慢性的な人手不足が深刻な課題になっており、転職してくる人材に期待されていますが、依然として人手不足が続いています。

そういった、生活に直面した課題が山積しているなかで、国や地方自治体がおこなう政策は、国民が日常生活を営んでいくための最後の砦たりうる十分な政策になっていない現状であり、民間の NPO 活動が社会生活を支えている状態です。

### ．西京区社会福祉協議会では

- (1) 本会が、「住民による住民のための地域福祉活動」を推進していくための、重要な財源となっている賛助会費、共同募金配分金の増額に関する件は、役職員の中で喫緊の課題になっています。昨年度は、賛助会員の募集にあたり、チラシへ写真を挿入し、学区社会福祉協議会（以下、学区社協と表記）の実施している地域福祉活動の取組紹介をしました。また、共同募金は、本年度、助成団体等に啓発活動への積極的参加を呼びかけ、少しでも多くの募金が集まるように検討していきます。

また、新しく開所された福祉施設、当事者組織、ボランティア・NPOをはじめ農協や生協など福祉に関係の深い団体や会社組織へも、入会のアピールを行い会員増強し、ネットワークを重層的に組織強化していきます。

事業面では、第 2 期西京区地域福祉活動計画～福祉のまちづくりプラン～（以下「第 2 期活動計画」と表記）を主軸に置き、学区社協をはじめ、当事者団体、ボランティアグループとの関係を強化し、住民の目に見える活動の開発に着手します。

財政面では、事務局運営経費等にかかる予算が大きくなっています。これまでの状況を少しでも軽減するために、事務局内部の事務費の経費縮小に一層努めます。

さらに、本年度は、「事業・財政検討委員会」において学区社協が中心になって実施している「小地域福祉総合推進事業」や介護予防事業として「健康すこやか学級（サロン）」事業、区社協が独自事業として実施している「福祉送迎サービス」事業等、助成金や委託金のあり方について見直します。

- (2) 住民参加を活発にするために、活動の担い手の養成を強化していきます。具体的には、団塊の世代を対象に、地域福祉活動の共同開発や地域活動への参加促進を目的にした、

「みんなの知恵袋(仮称)」ボランティアを養成していきます。そのためには、区・学区社協をはじめ、地域にある既存の福祉関係団体との連携が必要です。

- (3) 社会福祉協議会活動の基礎単位である元学区(小地域)において、住民の抱えている福祉課題を可視化し、地域の課題として解決するための方策を検討します。具体的には、日常生活の困りごとや認知症、障がいのある方の権利擁護の充実を施設・関係機関と連携してすすめます。

## **重点課題**

### **1. 地域福祉活動の基盤強化**

- (1) 昨年、本会事務局が移転し、住民が身近な生活での困りごと相談やボランティア相談など利用しやすい環境になってきました。しかし、本会の理事会、評議員会をはじめ、区内の関係団体・ボランティアグループなどが十分に使える会議室などの設備が不足しています。そういった施設整備について、本会役職員等で検討していきます。
- (2) 地域福祉活動を推進していくために、財源確保は必須の課題です。第2期活動計画に掲げている住民参加型の地域福祉活動の推進をし、区社協の直接事業や学区社協で実施している地域事業などを通して、住民による住民のための身近な相互の活動であることの理解促進をしていきます。そのようなことから、賛助会員加入増強につなげ、事業や活動の推進に必要な財源確保につながるものと考えます。
- (3) もう一つの、活動財源である共同募金配分金事業について、京都府共同募金会西京地区支会との連携を強化し、共同募金会ホームページの「はねっと」を使って使用用途を公開し明確にすることで住民の理解を得、共同募金に関する財源確保の強化に努めます。
- (4) ここ数年の厳しい財政状況を見据え、事業・財政検討委員会、共同募金配分審査委員会を通して、地域福祉推進事業を支援する学区社協や各種団体・ボランティアグループ等への助成配分基準について見直します。

### **2. 学区社協活動の振興援助**

- (1) 健康すこやか学級事業の推進強化について、学区社協のみで取り組むのではなく、学区内の様々な福祉施設との連携・協力をはじめ、ボランティア・NPO、福祉関係団体・機関と協力関係が取れるように相談・援助をおこないます。

また、従来から実施している、小地域福祉活動総合推進事業では、第2期活動計画と連動して事業を実施推進するために、事業内容の部分的な見直しを行い、住民が参加しやすい活動に発展させるために、学区社協会長会議や学区社協活動交流会、西京区福祉のまちづくり学校等で検討、意見交換、学習をおこないます。

- (2) 子育てに関する活動は、学区社協、民生児童委員協議会をはじめ、福祉施設や関係機関と連携を強化してサロン全学区での実施を目標に、運営や相談活動が円滑に行なえるように関係づくりの援助をおこないます。

### 3．ボランティア活動の発展

- (1) 区民へボランティア活動に関する情報の集積、発信、相談援助等、ボランティア活動につながるためのネットワーキングの強化をしていきます。
- (2) 福祉活動やボランティア活動にふれる機会や福祉の担い手づくりなど、区内におけるボランティア活動、NPO、住民参加の活動発展のため西京区ボランティアグループ連絡会と協働した取り組みをおこなっていきます。
- (3) 平成19年11月、西京区役所と区災害ボランティアセンターに関する覚書を締結しました。今後は区役所と連携し、区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成し、災害時に迅速に対応できるようはかっていきます。

### 4．地域福祉ネットワークの強化

- (1) 様々な福祉分野に関するネットワークを推進していく中で、再度、当事者をはじめ学区社協、民生児童委員会や福祉関係団体・施設・機関等との連携の仕方を見直し、高齢者や障がい児・者、子育て中の親を地域で支える取り組みについて、検討や意見交換をし、よりいっそう強化していきます。
- (2) 団塊世代の大量退職等による、新たな地域福祉のあり方について、NPOや市民活動団体と連携し、活力ある活動の開発について調査・研究をおこないます。

### 5．当事者の支援と組織化・育成援助

- (1) 高齢者や障がいのある方を介護している介護家族をはじめ、健康に不安がある高齢者や障がい児・者の当事者組織の活動が充実し、発展するよう支援をおこなっていきます。
- (2) 認知症の方に対する理解促進のために、京都市長寿すこやかセンター、区内の高齢者福祉施設・事業所と連携して地域住民に啓発をおこないます。
- (3) 学区や児童館、保育園等で実施している子育てサロン、サークル活動の情報を収集し、子育て中の親子の課題を明らかにするとともに、今後の子育て支援のあり方について検討をおこないます。

### 6．相談機能の強化

- (1) 生活福祉資金貸付事業での貸し付けが、必要な方へ円滑に実施できるように、民生児童委員会、福祉事務所や京都府社会福祉協議会と連携強化します。
- (2) 苦情解決制度が円滑に実施できるよう、行政や関係機関と連携強化を図ります。
- (3) 区民からの福祉にかかわる様々な相談に対応するために、行政や関係機関、団体と密に連携し、福祉総合相談窓口としての機能をさらに強化して権利擁護に努めていきます。

### 7．地域福祉権利擁護事業の推進強化

- (1) 地域で生活している認知症、知的障がい・精神障がいの方が、福祉サービスを利用しながら、できるだけ自立して、住み慣れた地域での生活が続けられることを目的に、福

社事務所・保健所・地域包括支援センターをはじめ、関係機関等と連携し、地域福祉権利擁護事業の利用促進を推進します。

(2) 学区社会福祉協議会をはじめとする学区の様々な団体と連携して、地域福祉権利擁護事業の活動を支える生活支援員の確保に努めます。

(3) 生活支援員のスキルアップとフォローアップを目的に研修の機会を設け、生活支援員が抱える不安を軽減することに努め、スムーズな支援活動の展開と安定した支援活動につなげます。

## **．事業の概要**

### **1．法人運営及び区社協基盤の強化**

(1) 諸会議の開催

正副会長会議、理事会、監事会、評議員会  
会員区分に基づく部会

(2) 専門委員会の開催

事業・財政検討委員会  
共同募金配分審査委員会  
生活福祉資金貸付調査委員会  
地域福祉活動計画進行評価委員会

(3) 地域福祉の財源造成

賛助会員の増強  
共同募金運動の推進

(4) 活動拠点の整備

区社協分室（旧榎原児童館並びに榎原婦人と子どもの家）の運営管理

### **2．学区社協活動の振興援助**

(1) 学区社協会長会議の開催

(2) 小地域福祉活動総合推進事業の実施促進

在宅老人ふれあい事業 障がい者地域交流事業 地域子育て支援事業  
寝具クリーニングサービス事業 学区ボランティア育成事業 広報紙発行事業

(3) 健康すこやか学級事業の実施促進

(4) 学区社協活動への助成

基本助成の交付  
小地域福祉活動総合推進事業助成の交付  
寝具クリーニングサービス事業助成の交付  
健康すこやか学級事業助成の交付

(5) 学区社協役員研修会の開催

(6) 各種地域福祉研修の機会を提供

- 学区社協活動交流会の開催
- 学区社協活動担い手交流懇談会の開催
- 学区地域福祉活動計画策定のための調査・研究【新規】

### 3．西京区ボランティアセンター事業の推進

- (1) ボランティア・NPO・住民（市民）活動に関する情報の集積・発信・相談、コーディネートの実施
  - ボランティア活動情報紙「ぼらぼらアンテナ」の発行
  - ホームページの更新
- (2) ボランティア活動の支援活動の実施
  - 西京区ボランティアグループ連絡会の運営支援
  - 西京区ボランティアセミナーの開催【名称変更】
  - 福祉送迎サービスボランティア養成研修
  - 青少年の福祉体験事業（ユースアクション 2009）の実施
  - 地域での福祉教育・ボランティア学習推進ネットワーク事業の推進
  - ア・コラボレーションスクールの実施強化
  - 西京・福祉フェスタ 2010 の開催
  - 障がい児・者夏休みレクリエーション事業の実施
  - 民間助成団体の情報提供及び活用支援
  - ボランティア保険の受付及び加入促進
  - 各種活動機材、ボランティアルーム等の貸出
- (3) 区災害ボランティアセンター運営活動に関する取り組み
  - 災害時要配慮者支援のための連携・ネットワークづくり
  - 災害に関する講座研修等の開催
  - 西京区総合防災訓練の参画
  - 区災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成【新規】

### 4．要援護住民への福祉サービス事業の実施及び促進

- (1) 福祉送迎サービス事業の実施
- (2) 在宅福祉サービスの調査・研究

### 5．福祉推進団体・当事者団体・福祉施設・関係機関等との連携及び協働

- (1) こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会への参画
  - 全体会議、企画運営委員会、事務局会議の開催
  - 関係者研修会の実施
  - 小さな秋のこころまつりの開催
  - 地域懇話会・交流会の開催

広報紙の発行

精神障がい者福祉施設及び当事者、家族への支援

- (2) 西京区子育て支援ネットワーク連絡会への参画
  - 西京区子育て支援ネットワーク連絡会及び事務局会議の開催
  - 子育て支援情報の集積・発信
  - 子育てサロン活動の支援
  - 子育て支援交流研修会の開催
- (3) 障がい児者関係団体懇談会の開催
- (4) 西京区障害児者地域生活支援ネットワーク会議への参画
- (5) 第5回西京地域福祉フォーラムの共同開催
- (6) 地域包括支援センター会議、地域ケア会議等への参画
- (7) 「西山文化」創造区民会議への参画
- (8) 防災福祉ふれあいネットワークへの協力
- (9) 西京区地域福祉推進委員会との連携
- (10) 西京区内の京都市社協受託施設との連携【新規】

## 6. 当事者福祉の増進及び民間福祉事業の育成

- (1) 高齢者介護家族の会の育成及び活動支援
- (2) 京都市西部障害者地域生活支援センター「らくさい」の活動支援
- (3) 京都市西部精神障害者地域生活支援センター「西京」の活動支援
- (4) 精神障がい者ふれあいサロン事業への参画
- (5) ふれあい喫茶「ぼぼ」の運営への参画
- (6) 当事者グループ活動支援事業の実施
- (7) 福祉関係団体育成事業の実施
- (8) 無認可施設支援事業の実施

## 7. 生活福祉相談の推進

- (1) 生活福祉資金貸付事業の実施
- (2) 苦情解決制度の利用促進

## 8. 地域福祉権利擁護事業の実施

- (1) 普及啓発事業
  - 広報用のチラシの作成
    - ア．新規利用希望者やその家族、関係機関に対する周知を目的としたチラシを作成します。
    - イ．新たに生活支援員として活動を担って下さる方を対象にした事業説明用のチラシを作成します。

#### 説明会の実施

ア．各種団体や当事者組織、家族会などに対して事業説明会を実施します。

#### 生活支援員新聞の発行

ア．登録中の生活支援員に対する情報提供として支援員新聞を発行します。

イ．学区社協会長及び各関係機関に対して周知のため発行します。

#### (2) 支援内容の充実

新規・継続利用者への相談対応・支援

ア．定期的な支援計画の見直しを徹底します。

#### (3) 人材の育成

生活支援員の確保

生活支援員研修会・講座・交流会の実施

#### (4) 事業運営体制の強化

支援内容に関する定期的な評価

新規利用希望者に対する迅速な対応方法の検討

事務局会議の徹底

### 9．啓発活動の推進及び福祉情報の提供

(1) 第17回西京区社会福祉大会の開催

(2) 機関紙「陽だまり通信」年3回の発行

(3) インターネットを活用した情報の収集・発信

(4) 「障害者週間」啓発運動の実施

(5) らくさいさくら祭2009への参加協力

(6) 西京区民ふれあいまつりへの参加協力